

東ト協助成事業

令和4年度「働きやすい職場認証制度」（運転者職場環境良好度認証制度） 取得促進助成実施要領

令和4年7月11日
一般社団法人東京都トラック協会

一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、「働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）取得促進助成実施要綱」に基づき、認証を取得した東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）に対して、下記のとおり助成事業を実施する。

1. 事業の趣旨

運転者の労働条件や労働環境を改善するとともに、運転者を確保・育成するために長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む自動車運送事業者が取得出来る、働きやすい職場認定制度（運転者職場環境良好度認証制度）に対し、認証機関である一般財団法人日本海事協会（以下「認証機関」という。）を通して会員事業者が初回認証登録を行った場合、その費用の一部を助成し、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

2. 実施期間

令和4年9月16日～令和5年2月28日

※上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了する。

3. 助成対象事業者

東京都内に本社を有する会員事業者で、「認証機関」の定める申請受付期間（令和4年9月16日から令和4年11月15日）中に初回認証の申請を行い、「認証機関」の審査に合格し、登録証書の交付を受けた事業者とする。

4. 助成交付額

(1) 初回審査・登録料の合計金額のうち50,000円（本社事業所分を含む）を助成する。

※なお、本社事業所が事業用貨物自動車を有しない場合は、東京都内の事業用貨物自動車を配置する1事業所を本社事業所分として扱う。

(2) 東京都内に複数の事業所を有する場合は、1事業所分の申請あたり5,000円を助成する。

ただし、本社事業所を含め11事業所を上限とする。

（上限額：50,000円＋（5,000円×10）＝100,000円）

※1事業所分は50,000円の中に含まれる

5. 提出書類

～助成金交付前（令和5年2月28日までに提出）～

①「働きやすい職場認証制度」（運転者職場環境良好度認証制度）取得促進助成金交付申請書（様

式 1)

- ② 認証機関から発行される初回審査料の請求書（写）
- ③ 認証機関から発行される初回審査料の領収書（写）
（銀行及びネット振替等での振込み票や明細表でも可）

～助成金交付後（令和5年6月30日までに提出・FAX可）～

- ④ 認証機関から発行される審査結果通知書（写）
- ⑤ 認証機関から発行される初回登録料の請求書（写）
- ⑥ 認証機関から発行される初回登録料の領収書（写）
（銀行及びネット振替等での振込み票や明細表でも可）
- ⑦ 認証機関から発行される「登録証書」（写）
※複数事業所分の助成金の交付を受けた場合は、全ての事業所分

以 上